

# 長浜市職員措置請求に係る監査結果

住民監査請求（地方自治法第242条）

令和元年12月2日

長浜市監査委員

## 第1 請求の概要

### 1. 請求人

住所 ■■

氏名 ■■

### 2. 請求の要旨（以下原文のまま掲載。）

#### 住民監査請求書

##### 1. 請求の要旨

昨今、コンプライアンスという言葉が叫ばれていますが、関西電力が福井県高浜町の元助役から工事費として支払われた「原発マネー」を地元の顔役を通して経営陣に渡していたとされる不祥事が発覚し、未だにこんなことが行われているのかと呆れるばかりです。

私は、何度となく下山田町の違法森林開発、不法投棄、農地の無断転用など、数え上げればキリがない問題を行政に指摘し、監査請求も行ってきました。しかしながら監査請求を行って半年以上経過しても市は行政指導を行っているとの説明だけで、問題の本質は何も改善されていない状況です。こんな違法行為を行政はどうして先送りにされるのか。関西電力の不祥事に見られる有力者の行為はごまかすのかと疑いたくなります。

公務員や議員は、「コンプライアンス」が求められます。日本国憲法第15条第2項においては「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」とされていますが、これは、公務員は公正中立かつ誠実に国民の利益に資する業務を遂行する義務があることを表しています。この「コンプライアンス」というのは「法令遵守」「社会規範」は当然のこと、「コンプライアンス」の本質はその行為が「誰にでも堂々と話せるか?」と言うことであり、「何が起きたかではなく、起きた事に対してどのように行動したか」であるとされています。

法令違反があれば誰が何故このようなことを行ったのかを速やかに調査をし、その結果を公表、あるいは厳しく摘発し、正すこと、下山田町の行為はこのことが問われていると指摘しておきます。

今般、私が問題であると認識しているのはこれまで市に対して指摘してきました農地の無断転用あるいは道路や水路などの公共物を破壊した土地が今も農地等のまま固定資産税が課されている点です。地権者も分かっていると思います。

何故、このようなことがいつまでも続くのでしょうか。監査委員である西尾

議員も市議会本会議で長浜駅前の再開発で整備された「駅まちテラス」の市の対応を巡り“税金の無駄遣い”として厳しく指摘されていますが、本件下山田地区の事案についてはどうなのでしょう。

違法行為の調査や行政指導という弁解ともとれる先延ばしによって時間と経費を費やし、税の公平性という行政にとって最も基本的なことも放置されたまま、こんないい加減なことは納税者である市民に説明できないと思います。このようなことで監査委員のお手を煩わすことは残念でありませんが、どうか、厳正なる審査をお願いいたします。

## 2. 結論

(1) 前述により指摘しました固定資産課税の課税調査を直ちに行われることを求めます。

(2) 調査に基づき税の公平性・平等性の観点からも可及的速やかに固定資産税の課税内容を正すとともに、過年度に遡って徴収することを求めます。

同日に以下の証拠資料の提出があった。

- ・長浜市下山田地域の登記簿の写し5枚（平成30年4月23日現在）
- ・長浜市下山田地番区域地図写し2枚（同年月日現在）
- ・長浜市下山田地域の現況写真写し A4版2枚
- ・長浜市下山田地域の航空写真写しA3版2枚
- ・長浜市農業委員会公開の下山田自治会の対応経過、地域写真、地図の写し
- ・長浜市農業委員会公開の下山田地域農地利用形態変更推定箇所一覧の写し、平成30年5月18日及び同年6月1日現在のもの各1枚
- ・長浜市税務課が令和元年5月30日付け交付した地番図・家屋図 2枚

## 3. 請求の受理

本件住民監査請求は、令和元年10月4日に提出があり、同年10月15日、監査委員において地方自治法第242条に定める要件を具備しているものと認め受理した。

## 第2 監査の実施

本件住民監査請求書及び事実証明書に基づき、土地の地目認定誤りにより、賦課を怠る事実があったといえるか否かを監査対象事項とした。

### 1. 監査対象部局

市民生活部税務課（固定資産グループ）

### 2. 実施した監査の概要

(1) 請求人陳述 地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して令和元年11月7日に陳述及び証拠の提出の機会を設け、同日、請求人から陳述聴取を行った。なお、同日、追加の証拠資料（無題・下山田地域の一部の地番、地目、地積等の一覧表、A4版1枚）の提出があった。

(2) 監査対象部課等の調査・陳述

長浜市長に対し弁明書の提出を求め、令和元年11月7日に地方自治法第199条第8項の規定により、市民生活部税務課関係職員から陳述聴取を行った。

### 第3 監査の結果

#### 1. 事実の確認

請求人は、長浜市農業委員会が調査結果等に基づき作成した「下山田地域農地利用形態変更推定箇所一覧」等を証拠資料として、長浜市下山田地域の農地無断転用箇所を指摘し、農地等のまま固定資産税が課されているので課税調査を直ちに行い、税の公平性・平等性の観点から可及的速やかに適正な課税を行い、間違いがあれば過年度に遡って徴収することを求めるとの請求である。また、当該地域は地籍調査が実施され、平成30年5月には完了しているため、令和元年度においては当該調査に基づく適正な課税がなされているはずであるとして、陳述日に請求人から長浜市農業委員会作成の資料の追加提出があった。

監査委員において、請求人から指摘のあった土地について法令等に基づき固定資産税が適正に賦課されているかについて、市長に対し弁明書の提出を求め、市民生活部税務課関係職員からの弁明聴取を行った。

#### 2. 土地の地目認定について

請求人が地目認定に誤りがあると指摘する土地については、固定資産課税台帳の登録事項に基づき、令和元年度の固定資産税が課税されている。

本件の請求に関する地方税法の規定は、次のとおりとなっている。

第342条第1項（固定資産税の課税客体等）

固定資産税は、固定資産に対し、当該固定資産所在の市町村において課する。

第388条第1項（固定資産税に係る総務大臣の任務）

総務大臣は、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定め、これを告示しなければならない。

第403条第1項（固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員の任務）

市町村長は、第389条又は第743条の規定によって都道府県知事又は総

務大臣が固定資産を評価する場合を除く外、第388条第1項の固定資産評価基準によって、固定資産の価格を決定しなければならない。

#### 第404条第1項（固定資産評価員の設置）

市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

#### 第405条（固定資産評価補助員）

市町村長は、必要があると認める場合においては、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、固定資産評価補助員を選任して、これに固定資産評価員の職務を補助させることができる。

#### 第409条第4項（固定資産の評価）

固定資産評価員は、前3項の規定による評価をした場合においては、総務省令で定めるところによって、遅滞なく、評価調書を作成し、これを市町村長に提出しなければならない。

#### 第410条第1項（固定資産の価格等の決定等）

市町村長は、前条第4項に規定する評価調書を受領した場合においては、これに基づいて固定資産の価格等を毎年3月31日までに決定しなければならない。

#### 第411条第1項（固定資産の価格等の登録）

市町村長は、前条第1項の規定によって固定資産の価格等を決定した場合においては、直ちに当該固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しなければならない。

総務大臣が定めた固定資産評価基準においては、①土地の評価の基本は、土地の地目の別により、それぞれ定める評価方法によって行うものとする。②地目の認定に当たっては、当該土地の現況及び利用目的に重点を置き、部分的に僅少の差異の存するときであっても、土地全体としての状況を観察して認定するものとする。③各筆の地積は、原則として登記簿に登録されている土地については、登記簿に登録されている地積によるものとする規定されている。

長浜市では、税務課長が固定資産評価員そして税務課固定資産グループ職員が固定資産評価補助員に選任されている。

固定資産税課税の実務としては、法務局（登記所）からの表示及び権利に関する登記事項の移動通知、農地から宅地、雑種地への転用等の農地法に関する届出及び許可のデータ、建築基準法に定める建築確認申請許可等データ、登記所の公図を基に作成した地番図、航空写真等を活用し、必要に応じ実地調査を行い土地の分合筆、地目変更、権利異動、宅地の利用状況の変更等を確認するなど、効果

的に課税対象を把握し、固定資産課税台帳に反映しているとの説明であった。

税務課から提出された資料等により、平成30年6月1日現在とする農業委員会作成の一覧表の地番、登記簿謄本写しの5筆、写真8枚に示された地番及び追加提出された資料で指摘された土地について土地課税台帳の地番、地目、地積を照合した結果、請求人指摘の土地が地籍調査による登記で2～3筆に分筆されたものや4筆に分筆されその1筆を雑種地と畑に分割評価したものなど、地方税法に規定する地目、地積の評価がなされているものと確認した。請求人指摘の土地の一部は、地籍調査対象外のものがあり、今回の請求において税務課の現地調査により、地目について2筆が田から畑に、1筆が田から雑種地に見直しを検討すべき土地があることを確認したとの説明があった。また、住宅が建設されている土地については、当該土地の地目は宅地と土地課税台帳に登録されていることも確認した。

### 3. 監査委員の判断・結論

上記のとおり固定資産の賦課について法令にのっとり行われており、違法または不当に賦課を怠る事実は認められず本件請求は理由がないものと判断し、棄却する。

### 4. 監査委員の意見

長浜市内に所在する固定資産は膨大で、全件綿密な調査を実施することは困難であり、これらの調査等は様々な情報を契機に着手されるものと考えられるが、市として課税客体的確な把握と適正な課税の実現に向けて、より一層組織的な取り組みが行われるよう望むものである。地目の見直しを検討すると確認された土地については、法令に基づき適正な課税をお願いしたい。